
【審議案件】

まちづくり推進プランについて

まちづくり推進プランについて

「まちづくり基本条例」の目指すもの（目標）は？

(1) 条例の文章から考える。

①「目的規定」 第1条 この条例は、本市におけるまちづくりについて、その基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び市長をはじめとする市の執行機関のそれぞれの役割を明確にし、市民が主体の市民参画による協働のまちづくりを推進することを目的とします。

↑ には、書かれていない。

②前文があるので、見てみる。前文とは、法令や憲法などの条項の前に置かれている文章であり、その法の趣旨や制定した目的、基本原則を書き記したものである

まちづくり基本条例の前文（四つの部分から成り立っている）

「わたしたちのまち瑞穂市は、西に揖斐川、東に長良川を有し、大小の河川が南北に流れる、豊かな水と緑の美しいまちとして誕生しました。この地は輪中地帯で、過去に幾度となく水害に見舞われました。しかし、先人のたゆまぬ努力により、肥沃で、豊かな農地を生み、住みよいまちとして発展を遂げてきました。古くは、中山道の宿場町として栄え、その面影を訪ねることができます。」

（・まちの歴史）

「今では、鉄道がまちの中央を走り、当市から名古屋市まで30分足らずの交通至便なまちです。また、国道21号が東西に、南北には主要地方道北方多度線が縦貫する岐阜県西部の交通要衝の地です。」（・現在の地理的特徴）

「わたしたち瑞穂市民は、文化やスポーツに親しみ、地域との絆を大切に、互いを思いやり、健康で明るく、多様な価値を認め、自由で住みよいまちづくりを進めています。」（・まちづくり基本条例制定以前からにすすめてきている「まちづくり」）

(2) 「目標」の分析

① 「Aを目指し、Bを進めるため、この条例を制定します。」

AとBの関係は、A=目標、B=手段+目標

* 「Bを進めることでAを目指す」とは、当該条例の用いる手段は、「市民参画による協同のまちづくり」=条例に挙げられている手段を念頭に置いている。

② 基本的人権を尊重し➡

平等権、自由権（精神、身体、経済活動）、社会権（生存、教育、労働基本権）、請求権（国家賠償、裁判等）、参政権（選挙権、被選挙権等）

③ 将来に魅力がある誰もが住みたくなるまち

「誰も」とは？ ➡ 居住市民のみか？

当該条例案制定手続におけるパブリックコメントに関連する意見とそれに対する回答があった。

意見「「誰もが住みたくなるまちを目指し、」ですが、あくまでも主役は我々市民であるから第 3 者のご意見表現(市外の人が住みたくないのでなく)でなく、市民が「ここに住んでよかった」と言えるように、あくまでも市民が中心になるように考えるべきではありませんか。

考え方として、「市民がこのまちを評価する=市民がよいまちと実感できるまち」とすべきではないかと考えます。

市民参画の最終出口(理想)は、「自分たちのまちの課題は、自分たちで意見を出し合い解決にむけて 行動する姿が理想である。」と私は思います。」

小活

議会での議論が不明なのではっきりしませんが、立案担当者(委員会)では、上記のような理解で立案されたことは確認できる。

さらに、市民の定義が在住・在勤・在学と瑞穂市に住民票を移していないひと、外国人も含めている(黙示的に)。

④「まちづくり」とは

市民生活に係る様々な分野において、わたしたちの暮らす地域等をより良いものとするための取り組みをいいます(2条1項)

(3) まとめ（意識）

当該条例は、

イ) 国籍・住民票の有無にかかわらず、瑞穂市に在住・在勤・在学している市民一人ひとりが主役となり（主体＝誰が中心か）、

ロ) 基本的人権が尊重され、将来にわたり魅力のある、上記市民およびそれ以外の誰もが、住みたいと思うまちを目指し（目標＝何の為に）、

ハ) 市民参画による協働により、市民生活に係る様々な分野において、わたしたちの暮らし地域等をより良いものとするための取り組みを進める（手段＝どうやって）

ため、この条例を制定します。

推進プランの対象

前提3

市政運営

市政の運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、
市民の権利利益を保護する。

参画

参画の方法

審議会
公聴会
懇談会等
ワークショップ
パブリックコメント

つなぐ仕組みや
取り組み

協働

- 自主性の尊重
- 意識啓発
- 人材育成を図る

理想とする姿

理想

ギャップ

現実

理想と現実を埋める（近づける）ための戦略